5. 社会福祉主事任用資格取得の要件

社会福祉主事任用資格は、社会福祉施設の相談員や指導員、社会福祉協議会などの職員となるために社会福祉、老人福祉、心理学、倫理学、教育原理等、社会福祉法第19条第1項第1号により、厚生労働大臣が指定した科目を修めて卒業したものに社会福祉主事任用資格に必要単位を取得した証明書を発行する。

●社会福祉主事任用資格取得の履修条件

(平成30年度までの入学生)

社会福祉主事任用資格に関する単位取得証明書を得るためには、社会福祉、老人福祉の2科目を履修し、心理学概論、倫理学、教育原理の中から1科目以上履修し、単位を取得しなければならない。

(平成31年度からの入学生)

社会福祉主事任用資格に関する単位取得証明書を得るためには、社会福祉、倫理学、教育原理 の3科目を履修し、単位を取得しなければならない。

- ●社会福祉主事任用資格に関する単位取得証明書を取得するには、次の条件を必要とする。
 - 1) 社会福祉主事任用資格に関する単位取得証明書を取得する者は学士の学位を持たなければならない。
 - 2) 社会福祉主事任用資格登録の諸手続(登録料等)が完了していること。

○社会福祉主事任用資格に関する科目(平成30年度までの入学生)

	授業科目名	配当年次	単位必修	立数 選択	授業形態	備考
社会福祉主事任用資格	社会福祉	1 · 2	2		講義	「社会福祉主事任用資格に関する単位取得証明書」を取得する者は、国際コミュニケーション学部の卒業単位を満たし、左記の必修科目の他に1科目以上選択し、合計3科目以上を履修し、単位を取得しなければならない。
	老人福祉	2 · 3	2		講義	
	心理学概論	1 · 2		2		
	倫理学	1 · 2		2	講義	
	教育原理	1.2		2	講義	

○社会福祉主事任用資格に関する科目(平成31年度からの入学生)

	授業科目名	配当年次	単位数 必 修	授業形態	備考	
社会福祉主事任用資格	社会福祉	1.2	2		「社会福祉主事任用資格に関する単位取得証明書」を取得する者は、国際コミュニケーション学部の卒業単位を満たし、左記の必修3科目を履修し、単位を取得しなければならない。	
	倫理学	1.2	2	講義		
用資格	教育原理	1 · 2	2	講義		